

# 平成29年度 障がい者支援センターまるべり一事業計画

## 1 基本方針

- (1) 障がい者の地域生活移行と自立生活支援に資することを目的として、共同生活援助サービスと相談支援サービスを提供する。
- (2) 利用者が有する能力に応じ利用者本位の自立生活及び社会生活が営めるように支援する。
- (3) 地域住民との積極的な交流を図り、地域に根差した福祉サービスの拠点を目指す。
- (4) 行政、医療、教育、福祉等の関係機関との連携を密に図ることにより、社会資源ネットワークの構築に寄与する。
- (5) 障がい者の自立に有効な社会資源となるよう関係機関との連携を強化。運営効率化を図る。

## 2 実施内容

### (1) 共同生活援助（グループホーム）事業

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤となる住まいの場としてサービスを提供する。世話人等の援助を受けながら少人数による共同生活を営み、自らの意思や自己決定に基づき、その能力や適性に見合った日中活動の場（一般就労、就労サービス提供事業所や生活介護サービス提供事業所等）で過ごす。また余暇活動については、一人ひとりのライフスタイルや趣味活動等を充実することで、日々の暮らしに生きがいやメリハリを持って過ごしていただくことができるよう支援する。

### (2) 相談支援事業

#### ①指定一般相談支援事業

##### ア 地域移行支援

障害者支援施設または障害児入所施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や同行支援等を行う。

##### イ 地域定着支援

居宅において主に単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

#### ②指定特定相談支援事業

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者、障害福祉サービス（居宅）を利用する全ての障がい児に対し、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（サービス利用支援）及び支給決定後の見直し（継続サービス利用支援）を行う。

#### ③指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、支給決定時の障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）及び支給決定後の見直し（継続障害児支援利用援助）を行う。

## 3 課題

### (1) 共同生活援助（グループホーム）事業

- ①入居希望者の継続的な確保と安定した運営
- ②入居者の重度化および高齢化への対応
- ③休日および余暇活動支援
- ④地域との交流促進

## (2) 相談支援事業

- ①在宅障がい者（児）に対する支援の拡大
- ②触法障がい者に対する相談支援の展開および関係機関との連携
- ③基幹相談支援センターとの連携、役割、情報共有の明確化
- ④利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上

## 4 重要項目

### (1) 共同生活援助（グループホーム）事業

- ①入居希望者の継続的な確保と運営  
関係機関との連携および就労支援施設等関連施設・特別支援学校への情報提供・PRにより安定した運営を図る。知的障がい者、精神障がい者の積極的な入居を検討する。
- ②入居者の重度化および高齢化への対応。  
障がいの重度化および高齢化により、移乗や移動、入浴において介助、見守りが必要な入居者が増加している。一人ひとりの状態に応じて、世話人や夜間支援員が適切な支援を行う。また、世話人等職員への各種研修会の企画・実施に努める。
- ③休日および余暇活動支援  
休日の外出支援（買い物付き添い）を継続する。また、入居者が主体的に実践する各種サークルの取り組みを促進する。
- ④地域の行事に積極的に参加し、またグループホームの行事に地域の方々が参加する等地域との交流に努め、地域に開かれた施設運営に努める。

### (2) 相談支援事業

- ①在宅障がい者（児）に対する支援の拡大  
在宅で生活している障がい者（児）に対して、こまめに電話連絡や居宅訪問等を行い、情報の収集や安否・困り事の確認を行う。病院や施設から地域へ戻った方については、地域定着支援を活用して、24時間連絡体制を確保することにより、安心安全に過ごしていただけるよう支援する。
- ②触法障がい者に対する支援の展開および関係機関との連携  
行政や地域定着生活支援センター、のぞみの園等の関係機関と連携して、円滑な福祉サービスの提供、チームアプローチの構築を図る。またスキルアップのための各種研修等に積極的に参加する。
- ③基幹相談支援センターとの連携、役割、情報共有の明確化  
平成29年度に開設する伊勢崎市基幹相談支援センターとの連携を強化する。困難ケースや相談支援専門員に対するフォローアップを受けることで、よりの確な支援を提供できるよう努める。また定期的に開催される事例検討・協議会に参加し、情報の共有や相談支援専門員のスキルアップを図る。
- ④利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上  
サービス等利用計画の立案にあたり丁寧なアセスメントが必要。これまでの経験上、アセスメントが弱いと感じている。利用者との信頼関係の構築を第一に考えるとともに、その人の家族環境、生育歴、人生観などを客観的かつ的確に捉えることが求められる。それらを踏まえて利用者の将来設計プランとして、中長期的な視点を盛り込む他、フォーマル、インフォーマルの社会資源を活用したトータルプランの作成に努める。また、基幹相談支援センターによる個別のプランニング指導や精査を受けることにより、公立公平かつ客観的な視点を盛り込む。